

新しい障がい福祉サービスが始まりました

平成26年度から新しい障がい福祉サービスが開始されました。今回はその内容と事業所について紹介します。

「生活介護」

社会福祉法人 共生荘
障がい者サポートセンター 三角ベース

「生活介護」は、主に常時介護を必要とする方（病院を退院したばかりの方や、お仕事が難しい方など）を対象に、日常生活上の支援や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行い、生活能力の向上を図っています。また、散歩や、軽スポーツなどで、身体機能の向上も図っています。ゆっくりと一人ひとりのペースに合わせ、独自のプログラムを進め、楽しみながらQOL（生活の質）を高めていきます。



安岐ダムで満開の桜の中を散策、とても綺麗でした



「じゃけんベタンコ」投げて、勝負！さあ、何点とれたかな～

《サービス提供時間》

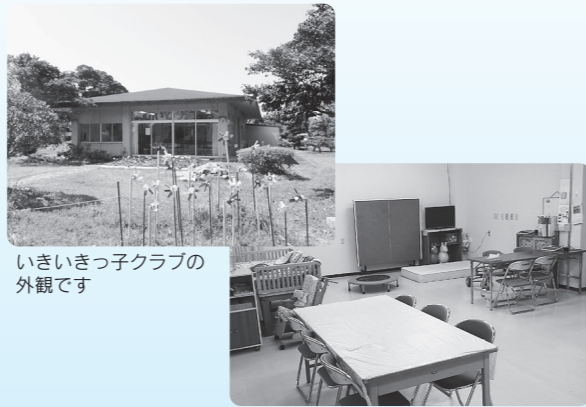
「生活介護」月～金曜日 午前9時～午後4時30分

問合せ先

社会福祉法人 共生荘
障がい者サポートセンター 三角ベース
☎ 0978-64-7533
FAX 0978-67-3002

「児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業」

社会福祉法人 秀溪会
いきいきっ子クラブ



いきいきっ子クラブの外観です

子どもたちが安心して過ごせるスペースです

この事業は、主に就学前の幼児、小中学校の児童を対象にお子様の年齢や発達段階に応じたグループや個別での療育支援、放課後の一時預かりなどを行っています。ほかに親子で安心して遊べる場、子育てについて気軽に話せる場としてもご利用いただけます。子育てについて不安があれば、いつでも相談にきてください。

《サービス提供時間》

「児童発達支援」火・木曜日 午前9時30分～午後1時30分
「放課後等デイサービス」月～金曜日 午後2時～午後6時

問合せ先

社会福祉法人 秀溪会 いきいきっ子クラブ
☎ 0978-73-2511
(携帯080-2735-9198)
FAX 0978-73-2512

事業を利用する場合は、事前に市役所窓口にて申請が必要で、(印鑑必要)利用金額等、ご不明な点がございましたら申請窓口、または委託事業所にご連絡ください。介護保険サービスなど、他のサービスと重なる場合は利用できないものもあります。

事業内容	委託事業所		
	シルバー人材センター	秀溪園	三角ベース
買物支援	○		
庭、生垣等の手入れ等(草刈)	○	○	○
庭、生垣等の手入れ等(草取)	○	○	○
住居等の清掃・整理整頓(大掃除等)	○		○
庭木の手入れ等(植木の剪定)	○		
住居等の修繕(大工・左官・電気)	○		
住居等の修繕(襖張り・障子張り)	○		

①ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯(65歳以上)
②ひとり暮らしの障がい者又は障がい者のみの世帯(65歳未満)
③障がい者と同居している家族が、高齢や病弱のため日常生活に支障をきたしている世帯

*障がい者とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳を所持している方、または難病患者の方をいいます。

障がい者等軽度生活援助事業のお知らせ
高齢や障がいのため日常生活に支障をきたしている世帯が、買物支援・草刈等を市が委託契約している事業所に依頼した場合、利用料金を軽減する事業を行っています。

問合せ先 シルバー人材センター 安岐本所 ☎0978-67-2991 国見支所 ☎0978-82-1557
国東支所 ☎0978-72-0587 武蔵支所 ☎0978-68-1928
秀溪園(武蔵町手野) ☎0978-69-0101 三角ベース(安岐町下山口) ☎0978-64-7533

お知らせします。2つの給付金。



平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う、負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的措置として、給付金を支給します。平成26年1月1日に住民登録がある市町村への申請となります。

2つの給付金の支給要件を確認の上、対象になると思われる場合は、申請してください。ただし、対象となっても受けられる給付金はいずれかの一つになります。

臨時福祉給付金

○支給対象者 平成26年度分の**住民税が課税されていない方**
ただし、**・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合** **・生活保護の受給者である場合** など) は除きます。

○支給額 1人につき10,000円
下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算

《加算対象者》老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金
児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など



子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者 次のどちらの要件も満たす方
①平成26年1月分の**児童手当・特例給付を受給**
②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**

児童手当の所得制限限度額 (給与収入ベース)

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子 1 人 (1人)	875.6万円
夫婦子1人 (2人)	917.8万円
夫婦子2人 (3人)	960.0万円

○対象児童 支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童
ただし、**・「臨時福祉給付金」の対象となる児童** **・生活保護の受給者となっている児童** など) は除きます。

○支給額 対象児童1人につき10,000円



申請方法

1 申請書 を入手

給付金の受給には申請が必要です。
平成26年1月1日時点で国東市に住民票がある方のうち、給付対象の可能性のある方には6月末日までに申請書が送付されます。
申請書は国東市福祉課又は各総合支所、出張所の窓口にも備えてあります。

2 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請期間内に国東市福祉課又は各総合支所、出張所の窓口へ直接提出してください。また、臨時福祉給付金については、同封の返信用封筒に入れて申請することもできます。

申請期間

臨時福祉給付金 (平成26年7月1日～平成27年1月5日)
子育て世帯臨時特例給付金 (平成26年6月16日～平成26年12月16日)

【問合せ先】福祉課 子育て支援係 ☎0978-72-5164